

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年2月13日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和7年度山梨県広告事業「山梨県広報誌への広告掲載取扱」

(2) 業務内容

山梨県が管理する次の広報誌へ広告掲載を希望する広告主の募集等

・山梨県広報誌「ふれあい」（7月、10月、1月、4月発刊分）

(3) 業務実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 落札の効果

本入札は、年度開始前の契約準備行為であるため、本入札における落札の効果は、令和7年4月1日に令和7年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。

2. 入札参加資格に関する事項

(1) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登録されている者又は申請中の者であること。

(2) この公告に示した役務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(5) (1) から (4) までに掲げる者のほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3. 入札説明書の交付について

(1) 入札説明書の交付期間

令和7年2月13日（木）から同年2月19日（水）までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

※所在地が県外にある事業者は（2）のメールアドレス宛に電子メールにて入札参加の意思表示及び連絡先（電話、ファクス番号）を送信し、入札説明書の送付を受けること。メールを送信した場合にはその旨電話にて伝えること。

(2) 入札説明書の交付場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6-1（山梨県庁本館3階）

山梨県知事政策局広聴広報グループ 電話番号 055-223-1338

E-mail koucho@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を令和7年2月13日（木）から同年2月20日（木）の午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に（2）の場所に持参、又は書留郵便により提出し、この入札に参加する資格のあることの確認を受けること。ただし、持参により提出する場合においては、県の機関の休日を除く。

4. 入札について

(1) 入札書の提出方法、提出先及び期限

入札書の提出は郵送のみとする。入札説明書に示す宛先に、令和7年2月28日（金）午後5時までに到着するよう入札書を郵送すること。

(2) 開札の日時及び場所

日時 令和7年3月3日（金） 午前10時00分

場所 山梨県庁本館 知事政策局地下会議室

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、最も高い価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただしその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、入札を行った他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とすることもある。

入札回数は2回を限度とし、2回目の入札においても落札者がいないときは、最高入札価格者と協議することができるものとする。

5. 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、「入札説明書」、「仕様書」及び「契約書案」、「山梨県広告事業実施要綱」、「山梨県広告事業掲載基準」、「山梨県広報誌「ふれあい」及び山梨県ホームページへの広告の掲載に関する要領」を熟覧の上入札すること。

(2) 入札参加者は、入札価格の設定根拠を説明できる見積内訳書を同封すること。

6. その他

(1) 入札保証金

免除とする。

(2) 契約保証金

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16第1項及び山梨県財務規則第109条に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし山梨県財務規則第1

09条の2の各号に該当する場合には免除とする。納付された契約保証金は、最終回の納付に充当するものとする。

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書による入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 代金の納入

山梨県が発行する納入通知書により、別途定める期日までに納入すること。

(6) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為があるなどにより明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(7) 落札者が契約締結までの間に、2に定める入札参加資格に関する事項に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による(入札説明書の交付を受けることは、入札者の参加資格の要件となる)。